

B1.1.529系統（オミクロン株）の患者の療養終了基準（自宅療養の場合）

兵庫県HPより

【有症状者の場合】

原則、発症日（発熱等の症状が出始めた日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります（症状や検査、治療などにより異なる場合があります。）。

（例1）発症後5日目に症状が軽快した場合（発症後1日目に検査し、翌日陽性判明）



（例2）無症状の者が検査翌日に陽性であると判明し、検査から2日目に症状が出現、症状出現後5日目に症状が軽快した場合



（例3）発症後10日目に症状が軽快した場合



【無症状者の場合】

検体採取日から7日間経過した場合、療養終了となります（ただし、デルタ株であることが判明した場合は、10日間になります。）。



（※）ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等感染対策を求めています。